

犯罪被害者等が望む支援

糸賀美恵

長男正和、当時25歳は、以前1年半ほど交際のあったひきこもり自殺願望のある加害者女性に、平成14年5月13日早朝、寝ている息子の頸動脈にナイフを突き刺し、口から血を吐きながら「救急車を呼んで」の求めにも応ぜず、頭、胸、背中等十数か所をメッタ刺しにされ、命を奪われました。

加害者は息子と交際中に「他に好きな人ができたから」という理由で実家にもどったがたった2ヶ月でその男性にもすてられ、思いどおりにならない人生に絶望し、ひきこもり、自殺願望を抱くようになる。

小さい頃から親とうまくいっていなかった加害者は、実家にも居場所がなく「行くところがないから少し居させてほしい」と息子の部屋へ入り込み、自分だけ死んだのでは、正和君は仕事もでき、友達も大勢いてこれから先普通の生活をしていくのが憎い、私には親も友達もいない、頼る人は正和君しかいないと言ったのに実家へ戻したというとんでもない逆恨みで、道ずれにしようと刺殺されました。

事件の2週間前、親が迎えに来たが、親の姿を見て逃げ出し「早く殺さなければ家に連れ戻されると」焦りを感じ犯行に至る。

事件後、親の代わりに面倒をみていて殺された息子に謝ってほしいと親に謝罪を求めたが、「二十歳を過ぎた子供の犯罪は親には何の責任は問われない、接触しないほうが良い」と弁護士から指示が出ているとの返答でした。

法律を盾に謝罪も無いことに6年たっても本人は勿論親や司法に対する不信感が今でも続いています。

2004年に犯罪被害者等基本法が成立しました。これは今まで生きていた加害者の人権ばかりを守ろうとしてきた司法制度が、被害者本人や大切な命を奪われ苦しみながら生きていた遺族の人権もないがしろにしてはいけないと、命の尊さ、命の重さにやっと気づいてくれた法案と大変嬉しく思っております。

突然の事故や事件に遭うと被害者は何もわからなくなってしまいます。

真っ先に直面する警察や公共団体をはじめ、まわりの人とのあたたかい人間関係や理解と協力、支援団体との連携で被害者の立場にたった支援を1日も早く受けられる事、元の生活に完全に戻る事などとてもできませんがそれに近い生活に戻れる様、早い時期からの情報提供や精神的、経済的な支援が必要だと感じております。

被害者のための法律も多々改正されていますが、それにかかわる人々の意識も変わっていく事でこれからの被害者も救われるのではないかと思います。